

米子西高翠会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は米子西高翠会と称し事務所を鳥取県立米子西高等学校内に置く。
第 2 条 本会は会員相互の親睦を計り母校との連絡を緊密にし母校の向上を助けることを目的とする。

第 2 章 会 員

- 第 3 条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正 会 員（米子高等女学校卒業生、米子第二高等学校卒業生、米子第二高等学校併設中学校卒業生、米子西高等学校卒業生）
2. 特別会員（母校現職員及び旧職員）

第 3 章 役 員

- 第 4 条 本会は次の役員を置き役員会を組織し会務を処理する。
会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名（内会計2名）
会計監査 2名 顧問 若干名
第 5 条 会長、副会長及び会計監査は総会において選出し、幹事は会長の委嘱による。
第 6 条 本会に母校校長の他特別に功労のあったものは総会において顧問とする。
第 7 条 本会の役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事は幹事会の議事に参与し会長の指揮を受けて会務を処理する。
第 8 条 本会の役員の任期は1年とする。但し留任を妨げない。

第 4 章 集 会

- 第 9 条 本会は毎年総会を開く（原則として10月の第3土曜日）。但し会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
第 10 条 総会は次の事を行い議決は出席会員の過半数による。但し可否同数のときは議長がこれを決定する。
1. 会務の報告 2. 会則の変更 3. 予算決算の承認
4. その他重要事項の協議 5. 親睦会（費用は出席会員の負担とする）
第 11 条 幹事会は通常会長が招集する。但し、幹事の2分の1以上の要求があるときはこれを開くことができる。幹事会は会長、副会長、幹事をもって組織する。

第 5 章 会 計

- 第 12 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってする。新入会員は入学のとき会費を納入する。会費の額は総会において決定する。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 雑 則

- 第 13 条 会員は住所、氏名、職業、入学、卒業等の異動を生じた際は直ちに本会に報告しなければならない。
第 14 条 1. 本会会則は昭和40年8月22日より実施する。
2. 平成6年11月19日一部改正。
3. 平成21年11月14日一部改正。
4. 平成28年11月12日一部改正。